

お客様各位

当金庫におけるマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針について

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組強化に努める方針です。

なお、お客様のお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられております。

そのため今後は、金融当局ならびに各県警察の指導により、当金庫では、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客様情報のご提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させて頂くことがございます。

お客様には一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解頂くとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月
新井信用金庫

<犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例>

1. 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（顧客属性や取引態様に見合わない場合）
2. 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3. 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4. 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5. 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6. 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入手金が行われた口座の取引
8. 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
9. 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
10. 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11. 貿易書類上の記載内容や取引の内容等に不審な様態がみられる輸出入取引
12. 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された取引
13. その他当金庫が「疑わしい取引」と判断する取引

以上

お客様各位

「継続的顧客管理」の取扱いについて

当金庫では、マネー・ロンダリング(資金洗浄)等対策における継続的顧客管理(マネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止を目的に、ダイレクトメールの送付等により、顧客情報や口座の利用目的などに変更が無いかを定期的に確認する取組み)を行うこととしましたので、下記の通りご案内いたします。

1. 取組みの背景

近年、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策への重要性が世界的に高まるなか、金融機関では、お客さまに安全・安心にご利用いただくため、預金口座の取引を通じた犯罪収益の維持に取り組んでいます。

そのためには、お客さまに関する情報や口座利用目的等を正確に把握するとともに、定期的な変更の有無確認させていただき、最新の情報に更新することが不可欠になります。

こうしたなか、金融庁では、2018年2月制定、2021年2月に改正された「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、金融機関に対して継続的顧客管理に取り組むことを義務付けています。

また、2021年8月には、マネー・ロンダリング等対策に関する基準策定や加盟国間の相互審査等を行う国際組織「金融活動作業部会(FATF)」が日本に対する調査報告書を公表し、「金融機関による継続的顧客管理については優先的に対応すべき事項である」と評価されたことを受け、日本政府の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」において「金融機関等による継続的顧客管理の完全実施」が掲げられるなど、その必要性はさらに高まっています。

こうした状況を受けて、当金庫では、健全な金融システムの維持に向けた取組強化を図るため、継続的顧客管理の取扱いを行うこととしました。

2. 取組みの概要

2023年7月より、個人のお客さま向けに、お取引の内容・状況等に応じて「継続的顧客管理にかかるダイレクトメール」を送付(または交付)し、お客さまの情報やお取引の目的等の再確認を行います。

3. 業務委託について

当金庫はDMの発送作業を(株)しんきん情報サービス、(株)イセトーに一部業務委託しております。

4. お問い合わせ先

新井信用金庫 本店 営業部(0255-72-3101)または各営業店へお問い合わせください。

以上

